

◎基準該当短期入所生活介護の利用料

【基本部分：単独型短期入所生活介護費】

給付費名称	要介護状態区分	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）
・単独型短期入所生活介護費（Ⅰ） （従来型個室を利用される場合） ・単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） （多床室を利用される場合）	要介護1	6,380円	638円
	要介護2	7,070円	707円
	要介護3	7,780円	778円
	要介護4	8,470円	847円
	要介護5	9,160円	916円

※新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和3年9月まで基本報酬が0.1%上乘せとなります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上 連携加算Ⅰ	外部のリハビリ専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを実施した場合（1日につき）	1,000円	100円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	※Ⅰ：ICT活用のため、外部専門職の訪問はなし ※Ⅱ：個別機能訓練加算算定時は、100単位/月	2,000円	200円
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき）	560円	56円
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （1日につき） ※各要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱ、加算Ⅲと加算Ⅳをそれぞれ算定できる。	40円	4円
看護体制加算Ⅱ		80円	8円
看護体制加算Ⅲイ		120円	12円
看護体制加算Ⅳイ		230円	23円
医療連携強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、重度者への対応を行った場合（1日につき）	580円	58円
夜勤職員配置加算Ⅰ	・最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合（1日につき）	130円	13円
夜勤職員配置加算Ⅲ	・夜間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員の配置を行った場合（Ⅲ要件）	150円	15円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合（1日につき）	900円	90円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1食につき）	80円	8円

在宅中重度者 受入加算 ・看護体制Ⅰ又Ⅲ有	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により健康上の管理等を受けた場合 (1日につき)	4,210円	421円
・看護体制Ⅱ又Ⅳ有		4,170円	417円
・上記いずれの看護体制加算算定の場合		4,130円	413円
・看護体制加算無し		4,250円	425円
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症による介護を必要としている方の割合が一定以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員が配置されている場合(1日につき)	30円	3円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき) ※加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれか1つを算定する。 ※(注3)	220円	22円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ		180円	18円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算)の 8.3%	左記額の1割
介護職員等特定処遇 改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算)の 2.7%	左記額の1割
介護職員等特定処遇 改善加算Ⅱ		1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算)の 2.3%	

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する 減算	連続30日を超えて、同一事業所に入所している場合 (1日につき)	300円	30円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割ですが、一定以上の所得のある方は2割又は3割の額となります。

また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

その他の費用

食費	1日につき1,445円。ただし、朝食255円、昼食690円、夕食500円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。
滞在費	・従来型個室（1日につき） 1,171円 ・多床室（1日につき） 855円
歯ブラシ代	利用者の希望により事業所が用意したものを斡旋した場合、1本あたり50円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

◎基準該当介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：単独型介護予防短期入所生活介護費】

給付費名称	状態区分	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）
・単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） （従来型個室を利用される場合）	要支援1	4,740円	474円
・単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） （多床室を利用される場合）	要支援2	5,890円	589円

※新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和3年9月まで基本報酬が0.1%上乘せとなります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上 連携加算Ⅰ	外部のリハビリ専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを実施した場合（1月につき）	1,000円	100円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	※Ⅰ：ICT活用のため、外部専門職の訪問はなし ※Ⅱ：個別機能訓練加算算定時は、100単位/月	2,000円	200円
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき）	560円	56円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1食につき）	80円	8円

認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症による介護を必要としている方の割合が一定以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員が配置されている場合（１日につき）	３０円	３円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき） ※加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれか１つを算定する。 ※（注３）	２２０円	２２円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		１８０円	１８円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		６０円	６円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３）	１月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の８．３％	左記額の１割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注３）	１月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の２．７％	左記額の１割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		１月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の２．３％	

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）「利用者負担金」は、原則として基本利用料の１割ですが、一定以上の所得のある方は２割又は３割の額となります。

また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注３）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（３）その他の費用

食費	１日につき１，４４５円。ただし、朝食２５５円、昼食６９０円、夕食５００円とし、１食単位で費用の支払いを受けるものとします。
滞在費	・従来型個室（１日につき） １，１７１円 ・多床室（１日につき） ８５５円
歯ブラシ代	利用者の希望により事業所が用意したものを斡旋した場合、１本あたり５０円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。